

(様式 3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市立認知症高齢者グループホームの利用料金の徴収
根拠条例等の 名称・根拠条項	吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第 8 条第 1 項
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
処分基準	(利用料金) 第 8 条 入居者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
最近改正年月日	—